

# 日本大学医学部附属板橋病院長選出基準

令和5年12月5日制定  
令和5年12月1日施行

(趣 旨)

第1条 この基準は、病院長選出規程第3条に基づき、日本大学医学部附属板橋病院（以下「板橋病院」という）における病院長の選出基準について定める。

(選出基準)

第2条 板橋病院の病院長となる者は、次の基準を全て満たす者でなければならない。

- ① 日本国の医師免許を有し、板橋病院の理念及び基本方針を理解する者
- ② 高度かつ先進的な医療を提供する特定機能病院の管理者として必要な医療安全管理業務の経験並びに医療安全を第一に考える姿勢及び指導力等、医療安全管理について十分な知見を有し、医療安全確保のために必要な資質及び能力を有している者
- ③ 板橋病院又は板橋病院以外での組織管理経験を有し、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質及び能力を有している者
- ④ 本大学の教授又は教授就任予定者である者
- ⑤ 人格が高潔で学識に優れ、医学教育、医学研究及び高度医療を担うために必要な資質及び能力を有している者

## 附 則

この基準は、令和5年12月1日から施行する。